

# 介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

## 1. 事業所概要

サービス提供を行なう施設	所在地	東京都板橋区成増4丁目37番1号			
	名称	成増高齢者在宅サービスセンター	電話	Tel.03-5383-1111 Fax03-5383-6289	
介護保険指定番号	予防通所(国基準型)サービス (東京都)				
管理責任者	氏名	斎藤 裕章	連絡先	上記と同じ	
営業日 営業時間	月～土	8:00～18:00 祝祭日も営業致します			
	但し、12月30日から1月3日までを除きます。				
サービス提供時間	8:30～17:30				
施設概要	定員	30人(1日あたり)			
	教室	1室			
	相談室	1室			
	静養室	1室			
	浴室	1室			
	送迎車	ワゴンタイプ 10人乗りリフト車 2台 中型自動車 1台			
職員体制 (兼務有)	職種	職員数	業務内容		
	管理者	1名	施設運営管理など		
	生活相談員	1名以上	生活相談・生活指導、通所介護計画の策定等		
	看護職員	1名以上	健康チェック・養護等 機能訓練指導・計画策定など		
	介護職員	4名以上	介護サービス等		

## 2. サービスの内容

(1) 通所型サービスは、ご利用者が奉優会の管理運営する施設に通って、当該施設において、食事の提供(これらに伴う支援を含む)、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他ご利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

(2) 奉優会は上記の施設及び日程によりサービスを提供します。

(3) サービス提供にあたっては、「通所型サービス計画」を作成し、計画に沿って提供します。

サービス 内容	個別サービス計画書に沿って送迎サービス、食事サービス、機能訓練(日常動作訓練)、その他必要な支援を行います。	
	送迎サービス	リフト付ワゴン車にて送り迎えが可能です。 車椅子での乗車も可能です。
	食事サービス	必要に応じて昼食の提供をします。
	機能訓練 (日常動作訓練)	日常動作訓練を行います。
	生活相談	利用者や家族からの生活等に関する相談をお受けします。
	趣味いきがい活動	手工芸・ゲームなど、趣味や生きがいにつながる活動をします。
	その他支援	その他、必要に応じて支援を行います。
サービス 提供地域	板橋区内	

### 3. サービス提供の記録等

- (1)サービス提供をした際には、あらかじめ定めた通所型サービスの書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2)事業所は、一定期間ごとに「通所型個別サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「通所型サービス」、その他の記録を作成して、ご利用者に説明のうえ交付すると共に、介護予防支援事業所に提出します。
- (3)事業所は、前記「通所型サービス」その他の記録を作成完了後 5 年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はご利用者の実費負担(1 枚 10 円)により、その写しを交付します。

#### 4. 利用者負担金

- (1) 通所型サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として基本料金（利用料金表）の1割～3割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- また、認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にてのチェックリスト非該当となつた方については全額自己負担となります。

#### 【利用料金表】 予防通所(国基準型)サービス費

利用料	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担金額(1割)	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担金額(2割)	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担金額(3割)
通所型サービスⅠ (週1回程度)	19,598円	1,960円	3,920円	5,880円
通所型サービスⅡ (週2回程度)	39,468円	3,947円	7,894円	11,841円
口腔機能向上加算(Ⅱ)月あたり	1744円	175円	349円	524円
科学的介護推進体制加算	436円	44円	88円	131円
	通所型サービスⅠ 通所型サービスⅡ	通所型サービスⅠ 通所型サービスⅡ	通所型サービスⅠ 通所型サービスⅡ	通所型サービスⅠ 通所型サービスⅡ
サービス提供体制加算Ⅰ	959円	1,918円	96円	192円
サービス提供体制加算Ⅱ	784円	1,569円	79円	157円
サービス提供体制加算Ⅲ	261円	523円	27円	53円
※サービス提供体制加算は上記のいずれかの算定になります。				
昼食代(おやつ代含む)	650円(1食あたり)			
介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用料×9.2%相当			
介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用料×9.0%相当			
プログラム活動費	実費			
その他	上記の他、おむつ代等は自己負担となります。			

#### (3) 支払い方法

ご利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日に(自動引き落としの方法で)支払います。  
(27日が土日祝の場合は後ろにずれる場合があります。)

なお、ご利用者の口座からの自動引落しに関する手続日の関係、またはご利用者のご都合で口座からの自動引落し等ができなかつた場合には、現金で回収させて頂くことがあります。

#### 5. 早退、キャンセル及びサービスの中止など

- (1) ご利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに次の連絡先(又は前記の管理責任者連絡先)までご連絡ください。

(2)ご利用者都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日午後5時までにご連絡ください。同時刻を過ぎてからのキャンセルは、昼食材料費として次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日午後5時以降にご連絡いただいた場合(昼食材料費として)	550円

\*ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意下さい。

(3)ご利用者がサービス利用中に早退をした場合の利用料金は、昼食材料費をご利用者の支払日に合わせてお支払いいただきます。ただし、基本料金以外のその他の利用料金に関しては、利用した場合のみお支払いいただきます。

#### (4)健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族にご連絡の上対応いたします。
- ③ サービスをご利用中に体調が悪い場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上対応いたします。また、必要に応じて主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

### 6. その他

(1)事故が発生した場合は、家族等へ連絡するとともに、必要に応じて、市区町村や関係機関等に連絡をとり、対策をとります。利用者に賠償するべき事故の場合は速やかに損害賠償を行います。なお、損害賠償の範囲は、裁判の判例などを鑑みて、一般的な相当因果関係に当たるもの指します。

(2)サービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

### 7. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 奉優会
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号 真井ビル5階 TEL 03-5712-3770
事業内容	1、 特別養護老人ホーム 2、 短期入所生活介護 3、 介護予防短期入所生活介護 4、 通所介護事業所 5、 介護予防通所介護事業所 6、 認知症対応型通所介護事業所

7、介護予防認知症対応型通所介護事業所
8、訪問介護事業所
9、介護予防訪問介護事業所
10、地域包括支援センター
11、居宅介護支援事業所
12、介護予防支援事業所
13、老人福祉センター
14、敬老館

令和5年6月30日時点

## (2)運営の方針

奉優会では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ(ソーシャル・ニーズ)を見つけ出し、それに対応する力(ソーシャルワーカーズ・アビリティ)を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う(ソーシャルレスポンシビリティ)これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指していきます。

## (3)守秘義務について

事業所職員・認知症対応型介護職員・退職後職員等はサービスを提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## (4)個人情報の取り扱いについて

### 【個人情報の収集、利用及び提供】

- 個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- 個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- 個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご本人の依頼、または同意の無い限り提供することはいたしません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正に管理・監督を行って参ります

＜同意をいただく必要がある個人情報の利用目的の範囲について＞

- 奉優会が、ご利用者様からの依頼にもとづいた各種サービスを提供するための利用。
- 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
- サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用。
- ご利用者からの依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、他サービス事業者や介護予防支援事業所との連携(サービス担当者会議)、照会への回答。
- ご家族への心身の状況説明。

- 6.当法人からのサービス等のご案内をするための利用。
- 7.当法人からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。
- 8.各事業に関する顧客動向分析もしくは商品開発等の調査分析のため。
- 9.行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
- 10.その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

## 8.緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター(居宅介護支援事業者)等への連絡をいたします。事故発生時、区への報告その他必要な場合も速やかな連絡、必要な措置を取るなど事故の対応を講じます。

## 9.身体拘束について

利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむおえない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者およびその家族に十分な説明を行い同意を得て実施します。

## 10.サービスの終了について

利用者が介護保険施設に入所した場合、介護区分が非該当または要介護と認定された場合、死亡した場合、転居によりサービスの提供が不可能となった場合には自動的に契約は終了となります。契約の有効期限内であっても事業者と利用者の双方の合意によりこの契約は解約できます。

## 11.サービス内容に関する苦情

当事業所お客様相談・苦情担当

担当 齋藤 裕章 連絡先 03-5383-1111

上記以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名: 健康生きがい部 介護保険課

板橋区介護保険課苦情・相談室 連絡先:03-3579-2079

国民健康保険団体連合会: 介護相談指導課

介護相談窓口担当 連絡先:03-6238-0177

## 12.非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次の通り行うとともに必要な設備(消火器・消火栓等)を備える。

- ・ 防火管理責任者 事業所責任者
- ・ 避難訓練 年 2回    · 防災訓練 年 2回    · 通報訓練 年 1回

通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<u>社会福祉法人奉優会</u>	<u>所在地</u>	<u>東京都板橋区成増4丁目37番1号</u>
	<u>事業所名</u>	<u>成增高齢者在宅サービスセンター</u>
	<u>担当者</u>	<u>斎藤 裕章</u>

印

1. 本人

私は、上記の重要事項について説明を受け、内容を十分に理解し、承諾しました。

署名: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 連帯保証人

私は、上記の内容を確認し、保証人としての責任を承諾しました。

極度額: 300万円

署名: \_\_\_\_\_

続柄: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3. 代理人(後見人等)

私は、本人の代理人として、上記の内容を確認し、承諾しました。

(※後見人の場合、「後見人」と明記してください)

署名: \_\_\_\_\_

代理人区分: 法定後見人 任意後見人 その他(\_\_\_\_\_)

住所: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日